平成２８年（フ）第５６６号
埼玉県越谷市東越谷８丁目28番地１
債務者　中村　寛子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５８５号
埼玉県三郷市彦成４丁目６番10―504号
債務者　藤原　　恵
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５９５号
埼玉県草加市谷塚町709番地１　サンハイツ３号
債務者　大河原雄二
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第５２１号
埼玉県ふじみ野市亀久保４丁目12番77号　ランドフィールドM205
債務者　大塚　優二
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５４８号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田432番地
債務者　石井　政昭
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５５６号
埼玉県狭山市柏原3161番地の273　狭山ニュータウン64―13
債務者　奥井　　玲
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５６９号
埼玉県川越市伊勢原町５丁目５番地６（川越いせはら団地３号棟903号室）
債務者　氏家　謙司
１　決定年月日時　平成28年11月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３０７号
埼玉県本庄市緑３丁目３番14号　サンフラワーハイツ201
債務者　平田　和也
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３０９号
埼玉県東松山市大字市ノ川199番地34、旧住所埼玉県富士見市関沢２丁目26番51号　ラルゴシンフォニーⅠ　102
債務者　小山　美月
１　決定年月日時　平成28年11月10日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３０６号
愛知県岡崎市天白町字河原63番地１　第２光ハイツ207
債務者　椙山　真也
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第５３号
山形県鶴岡市大塚町11番１号
債務者　相馬　　仁
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２８年（フ）第２２４号
愛知県江南市島宮町西之宮46番地５
債務者　山添　辰子
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２４４号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字花ノ木２番地１
債務者　原　　一雲
１　決定年月日時　平成28年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１９０号
茨城県つくば市谷田部2899番地２
債務者　岡島　**隆**美
１　決定年月日時　平成28年11月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３５１３号
大阪府吹田市津雲台６―22―３トレックビル202、住民票上の住所大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　山岡　明久
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３８９号
大阪府高槻市三島江４丁目17番５号
債務者　田中　孝子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４５７２号
大阪市福島区吉野１丁目１番19号　石井ビル２Ｆ
債務者　古田　秀子
１　決定年月日時　平成28年11月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０６号
高知市鴨部1350番地10　日月マンション406号
債務者　國澤　賢一
１　決定年月日時　平成28年11月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年１月６日まで
高知地方裁判所破産係